

6-3. ケース3（海路避難、空路避難）における対応

<ケース3における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保ができる場合

【避難方法】

- ・船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケ-3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
 - 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



6-4 . ケース4（屋内退避）における対応

<ケース4における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ① [
 - ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
 - ・国道197号が使用不可な場合
 - ・港湾が使用不可もしくは船舶の確保ができない場合]
- ② [
 - ・放射性物質放出のリスクが高まった場合]

【防護措置の方法】

- ・屋内退避を実施。

(ケ-ス4) 屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が、約4,700人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。



- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約320人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、学校内で屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった場合は保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動し、学校内で屋内退避を実施。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みづくえ)小学校	33人	12人	45人
大久(おおく)小学校	32人	7人	39人
三崎(みさき)小学校	51人	14人	65人
瀬戸(せと)中学校	38人	12人	50人
三崎(みさき)中学校	42人	14人	56人
三崎(みさき)高等学校	119人	26人	145人
合 計 (6施設)	315人	85人	400人

避難準備※1

警戒事態

施設敷地緊急事態

学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みづくえ)保育所	13人	8人	21人
川之浜(かわのはま)保育所	7人	5人	12人
大久(おおく)保育所	11人	4人	15人
三崎(みさき)保育所	33人	9人	42人
合 計 (4施設)	64人	26人	90人

避難準備

児童の
引き渡し

保護者が児童を引き取り・屋内退避を実施

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

※1:学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2:児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

- 予防避難エリアの医療機関・社会福祉施設(4施設約170人)のうち2施設(瀬戸診療所及び瀬戸あいじゅ)については、放射線防護施設である自施設内に屋内退避。残り2施設については、近傍の放射線防護施設に屋内退避。
- 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者のうち、支援者の同行により避難可能な者は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設に屋内退避。

< 医療機関及び社会福祉施設4施設 >

避難元施設

< 放射線防護施設 >

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人
計19人			

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	40人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	15人
計93人			

番号	施設名	施設種別	入所定員数
3	みさきつわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人
4	かざぐるま	認知症対応型共同生活介護	9人
計56人			

放射線防護施設

5施設 859人収容可能



瀬戸診療所(273人)、
瀬戸あいじゅ(136人)



三崎高等学校(34人)、
串診療所(61人)、
旧佐田岬小学校(355人)
【整備中】

()は、収容人数(予定を含む。)

自施設内に
屋内退避



近傍の放射線防護施設に
屋内退避

11人(支援者11人)

自宅で屋内退避を
することにより
健康リスクが高まる者

< 在宅の避難行動要支援者 >



在宅避難行動
要支援者
(170人)



支援者

支援者の同行により避難可能な者(159人(支援者101人))は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。

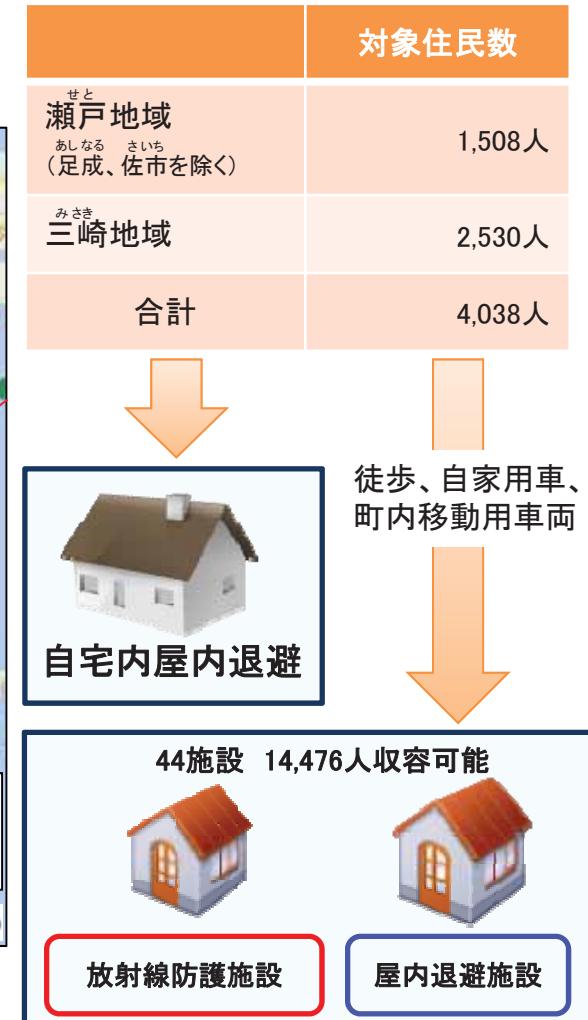


- 自宅で屋内退避をすることによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- 予防避難エリアの放射線防護施設は、整備中施設を含めて5施設859人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、859名がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。

放射線防護施設(予防避難エリア:5施設)



- 予防避難エリアの住民については、全面緊急事態になった場合、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避を実施。
- 屋内退避施設へは、徒歩、自家用車、町内移動用車両で移動。



- 放射線防護施設及び屋内退避施設において屋内退避を行う場合は、予防避難エリアの各関係機関保有車両(バス等30台、福祉車両30台(ストレッチャー仕様11台、車椅子仕様19台))を用いて移動。
- 放射線防護施設及び屋内退避施設へは複数回のピストン輸送を実施。

最大対象人数	自家用車で 避難できない住民	保育所の児童	社会福祉施設の入所者
	931人	64人	56人

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 学校の児童等及び医療機関・社会福祉施設のうち放射線防護施設の入所者は、自施設内に屋内退避を実施

	予防避難エリアの 各関係機関保有車両台数			備考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校、医療機関、社会 福祉施設	22台	3台	3台	合計493名乗車可能 ピストン輸送を想定
伊方町	8台		8台	合計261名乗車可能 ピストン輸送を想定
四国電力		8台	8台	合計56名乗車可能 ピストン輸送を想定
合 計	30台	11台	19台	

※3 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算